

こども性暴力防止法施行準備検討会（第6回）に関する意見

構成員 普光院亜紀

8月22日ヒアリングにおける、各団体のご意見をお聞きしての意見を申し上げます。  
広くご理解いただくため、私の知るこれまでの経過についても前段に記述いたしました。

【ベビーシッター・マッチングサイトについて】

ベビーシッター・マッチングサイト事業は、フリーのベビーシッター（個人事業主）と利用者のマッチングの場を提供する民間のプラットフォームサービスです。

<これまでの経過のあらまし>

2014年にマッチングサイト・ベビーシッター（小児性愛者）による殺人事件が発生。2015年に国は「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」を公表し、適合状況の調査、ホームページでの公表などを開始しました。2016年には、請負型ベビーシッター派遣事業、個人事業主シッターなどすべての認可外居宅訪問型事業者に、認可外保育施設としての届出を義務化しました。2019年には、ベビーシッターについて保育士・看護師資格保有者以外は所定の研修を受講することを義務付け、基準としました。2020年には、大手マッチングサイトで強制わいせつ事件が立て続けに起こりました。2021年に国は「マッチングサイトガイドライン」を改定して、マッチングサイト事業者がシッターを登録する際に、都道府県への届出に加え、資格証もしくは所定研修の受講証明等を確認すべきことなどを明記しました。

<こども性暴力防止法における扱い>

マッチングサイトを利用するフリーのベビーシッターは個人事業主であるため、こども性暴力防止法の犯罪事実確認の対象とはなりません。また、マッチングサイト事業者は、保育事業者ではないため、認定事業の対象とはなっていません。

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書には、「マッチングサイトの運営者が居宅訪問型保育事業の事業者として届け出て、当該事業における保育に責任を持ち、安全確保措置を講ずるのであれば、本件確認の仕組みにおける認定を受けることができ、この仕組みを利用することができることとなると考えられるため、こうしたことを可能とするための方策の検討を深めるべきである」と記載されています。

<懸念される現状>

ベビーシッター利用料助成制度の充実により、ベビーシッターの利用は拡大しています。

その一方、検索サイトで「ベビーシッター 資格」を検索すると、「シッターに必要な資格は特にない」「税務署に届出をすればすぐに開業できる」などの解説が横行しており、AIの解説も法制度に基づいておらず、ベビーシッターの成り手の側もミスリードされている状況が見られます。請負型・マッチングサイト型に限らず、無資格・研修未受講のシッターが登録されていても問題にされないような状況が広がっていることが懸念されます。

子ども関連サービスが多様化・情報化する今、本制度が子どもの安全を守る横断的なしくみとして普及することは、非常に重要と考えます。

マッチングサイト事業者が認可外保育施設の事業者として届出を行い、登録シッターと業務委託関係を結ぶことによって、登録シッターを犯罪事実確認の対象とすることが主流になれば、マッチングサイト・シッターに対しても一定のフィルターがかかり、業界全体の安全性が高まることが期待できます。

しかし、そのためには、マッチングサイト事業者に認可外保育施設届出への強いインセンティブが働くことが必要です。まず、保護者等に認定制度情報が十分に周知され、サービスの選択の際に認定の有無を確認するようになることが望まれますが、現行の「マッチングサイト・ガイドライン」および適合状況の国のサイトも保護者にはほとんど知られていない現状があります。

#### <公的な助成の認定要件とすること>

今回、全国保育サービス協会から、マッチングサイト事業者が認可外保育施設としての届出を行うことを、内閣府企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（ベビーシッター利用料割引券）の認定要件にしてはどうかとのご提案がありましたが、これは有効かと思えます。

自治体によるベビーシッター利用支援事業なども同様にしていただくと、さらに有効ではないかと思われます。

これをもう1歩進めて考えると、国や自治体からの助成を受ける事業については、ベビーシッターに限らず、本制度の認定事業者となることを助成の要件とすることは有効なインセンティブとなると考えられ、多少時間がかかっても、めざすべき方向ではないかと考えました。

以上